

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

## 準備書面（10）要旨 —被告準備書面（8）「第3」に対する反論—

2025年12月19日

東京地方裁判所第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 辻 田 航

はじめに

本書面は、被告に対する反論として、改めて理由提示の不備に関する主張を行うものです。

1 「行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合に不存在を理由とする不開示処分をするときは通常より高度の理由提示が必要である旨の原告らの主張は理由がないこと」について

(1) 文書の作成・保存・管理義務は理由提示の程度の考慮要素となること  
行政機関が作成・保存・管理義務を負わないから不存在とされたのか、それらの義務があるにもかかわらず不存在とされたのかがわからなければ、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該拒否処分がされたか」を了知できたということはありませんので、文書の作成・保存・管理義務は理由提示の程度における考慮要素になります。

(2) 令和7年6月3日最高裁判決の宇賀克也裁判官意見について

請求人側と行政機関側に情報の格差があることや行政機関にとって説

明が容易であるといった性質は、文書が存在する場合だけでなく、文書不存在の場合にも共通しますので、令和 7 年 6 月 3 日最高裁判決の宇賀克也裁判官意見は、本件にも当てはまります。

被告は、文書不存在の違法性について「これが明らかでなければ主張できないというレベル」さえ満たせば理由提示に不備はないかのように主張しますが、請求人側が文書の存在を主張するには、対象文書が存在すべき具体的な事情を主張することが不可欠です。被告の主張は、理由提示の不服申立便宜機能を矮小化するものであり、誤りです。

また、行政機関が、実際には存在する文書について、違法性の手がかりとなるような具体的な理由を示すことなく容易に不存在を理由とする不開示決定を出すことが可能になってしまいますので、理由提示の恣意抑制機能の点からも許されません。

### **(3) 理由提示として探索方法の説明が必要となること**

文書不存在を理由とする不開示決定に対する不服申立てにおいては、行政文書の探索の有無のみならず、探索した場所や方法、程度等も問題となります。仮に行政文書の探索が必ず行われるとしても、探索の詳細を説明しない理由にはなりません。そして、行政処分の違法性が問題となる以上、行政機関が適法に探索を行ったことを前提として理由提示の程度が弱められるということは認められません。

### **(4) 東京高判平成 23 年 9 月 29 日について**

東京高裁平成 23 年 9 月 29 日判決は、文書不存在の理由として「探索をしたが開示対象文書を発見できなかった」ことを請求人に知らせるべきことを前提にしています。当該事案ではその理由が明らかであったことから、理由提示に違法性がないとしたに過ぎません。

また、この判決は、開示対象文書が作成時点から 40 年近く経過していた事情の下では、開示請求の時点で「過去の一時点における作成や取得の有無を把握した上存在しない理由を記載すること」が困難であるとしまし

た。これは、異なる事実関係の下では、開示請求の時点でそのような理由を記載することも可能であることを前提としています。

#### (5) 平成 17 年 4 月 28 日総務省行政管理局長通知について

平成 17 年 4 月 28 日総務省行政管理局長通知は、行政機関保有個人情報保護法の趣旨の徹底のために、国が自ら定めたものです。この通知が「請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書が存在していないことの要因についても付記することを徹底する」と宣言している以上、国に対して対象文書が存在していないことの要因の記載を求めることは、何の支障もありません。

また、この通知を逸脱して文書が存在しない要因を記載しなかった場合、国が恣意的な判断を行ったことが強く疑われます。

## 2 「本件において理由提示の違法がないこと」について

被告は、文書不存在を理由とするそれぞれの不開示決定の記載から、原告側がどのような事実関係を理解できたか、といった理由提示の適法性を根拠づける具体的な内容を全く主張していません。

また、本件訴訟において、文書不存在の理由に関する原告や裁判所からの求釈明が多数繰り返されていることからすれば、本件の理由提示の程度では、不服申立てに支障があったことは明らかです。

さらに、被告は、理由提示の恣意抑制機能に関する主張をほとんど行っていません。これは、本件の理由記載が恣意抑制機能の点からは正当化できないことを示しています。

したがって、本件処分のうち文書不存在を理由とするものは、いずれも理由提示の不備により違法です。

以上